

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



個人事業税第2期分の納付をお忘れなく

個人事業税第2期分の納期限は12月2日(月)です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封していますので、納期限までに納付してください。

なお、納付書を紛失された方は左記へお問合せください。

問合せ先 西尾張県税事務所

課税第一課 県民税・事業税第二グループ

☎0586(45)3279



県ホームページ

町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご確認ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ

LINEPay・PayPay・PayB
auPAY・FamiPay・d払い



町ホームページ

問合せ先 役場 収納課 内線120

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 12月7日(土)・8日(日)

午前8時30分～正午、午後1時～5時

ところ 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

問合せ先 役場 収納課

内線120・122

木造住宅耐震化補助事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した建物は、地震に対する安全性や耐震性が不足している可能性があります。町では、住宅の耐震診断・改修等に対して下表のとおり補助制度を設けています。いつ発生するか分からない大地震に備えて、ぜひご利用ください。

なお、全ての事業において、補助申請前に事業に着手すると補助の対象となりません。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。

問合せ先 役場 都市整備課 内線164



| 種類 | 対象 | 補助額 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 木造住宅 無料耐震診断 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 在来軸組構法または伝統構法(枠組壁構法(ツーバイフォー等)・木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造・コンクリート造は除く) 2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅(借家を含む) 現に人が住んでいる住宅 | 無料 |
| 木造住宅 耐震改修 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値1.0未満(地震で倒壊する危険性が高い)と診断された木造住宅について、判定値1.0以上に補強する耐震改修工事であること | 費用の80%の額 (上限120万円) |
| 耐震シェルター 整備 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値0.4未満であること 申請年の年度末時点で年齢が65歳以上の方または身体障害者手帳等の交付を受けた方が居住していること | 費用の2分の1の額 (上限20万円) |
| 木造住宅除却 (解体) | <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値1.0未満であること | 費用の3分の2の額 (上限20万円) |